

日 銀 業 第 7 9 号
2 0 2 2 年 3 月 8 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正等に関する件

日本銀行では、証書貸付債権証書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）をもって作成され、当該電磁的記録に電子署名が行われている証書貸付債権（政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権であって、シンジケート・ローン債権以外のものに限ります。以下「電子証書貸付債権」といいます。）の担保受払手続の一部を電子化することとし、これに伴い、または規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙1のとおり改正し、2022年4月1日から実施するとともに、別紙2のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

また、本件による改正後の事務の概要について、別添のとおり取り纏めておりますので、ご参照ください。

—— 証書貸付債権証書の発行日付が本年3月31日以前である電子証書貸付債権の担保差入および担保返戻の取扱いは、本年4月1日以後も、なお従前の例によります。その旨、担保差入の取扱いについては別紙2の経過措置により、担保返戻の取扱いについては長期間の発生が見込まれることから別紙1の標記規程の改正により、定めています。

<本件に関する照会先>

日本銀行 業務局
総務課 営業・国債業務企画グループ

玉 木 （ 03-3277-3072 ）

山 田 （ 03-3277-3790 ）

若 山 （ 03-3277-3547 ）

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

- 第1章2.(19)を次のとおり改める(全面改正)。

(19) 政府借入金入札システム

政府資金調達事務取扱規則に定める借入金等の電子情報処理組織をいいます。

- 第2章5.を横線のとおり改める。

5. 証書貸付債権^(注1)^(注2)^(注3)

(注1) ~~(1)ハ、~~(2)および(3)においては、外貨建証書貸付債権を含みます。

(注2) 略(不変)

(注3) 5.においては、電子証書貸付債権は債権証書の発行日付が2022年4月1日以後であるものに限り、

(1) 担保差入を行う場合

イ. 証書貸付債権証書等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入を行う場合^(注1)には、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、担保利用細則第1編Ⅱ.2.(7)ロ.または第1編Ⅱ.2.(8)イ.(ロ)により、次の書類等を担保取引店に提出してください。この場合において、担保差入を行う証書貸付債権が電子証書貸付債権であるときは、担保差入金融機関等は、次の書類等の提出前にハ.に定める取扱いを行ってください。

(イ) 略(不変)

(ロ) 証書貸付債権証書(電子証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書の写に関する確認書」(第48号書式)を提出してくださいは不要です^(注2)。また、シンジケート・ローン債権の場合には、日本銀行から交付を受けた証書貸付債権証書の写を提出してください。)

(ハ) 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書（電子証書貸付債権の場合には、提出は不要です。この場合には、ハ.（ロ）により、債務者に対して担保差入の承諾申請を行い、担保差入までに承諾を受けてください^(注3)。また、シンジケート・ローン債権の場合において、第6章1.（1）イ.（ホ）の要件を充たしていることを日本銀行が確認しているため、担保差入の申出時に証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書の提出を要しないときは、提出は不要です。）（第8号書式）

(ニ) 略（不変）

(ホ) 電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書（電子証書貸付債権の場合に限ります。）（第52号書式）^(注4)

(ホヘ) 略（不変）

(ト) 証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書（第10号書式）^(注2-5) または地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書（第10号書式の2）^(注3-6)

(トチ) 略（不変）

(トリ) 略（不変）

(ニヌ) 付随担保明細書^(注4-7)（付随担保がある場合に限ります。）（第12号書式）

(ニル) 略（不変）

(注1) 略（不変）

(注2) 電子証書貸付債権であって、債務者が担保差入を承諾したものについては、政府借入金入札システムを利用して、債務者から日本銀行に証書貸付債権証書が提出されます。

(注3) 電子証書貸付債権であって、債務者が担保差入を承諾したものについては、政府借入金入札システムを利用して、債務者から日本銀行および担保差入金融機関等に「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」が提出されます。

(注4) 担保として差入れる電子証書貸付債権について、以下の項目全てを確認のうえ、提出してください。

① 証書貸付債権証書の原本は、貸付人および債務者の意思にもとづき、真正に成立したものであること。

② 「電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書」が、担保差入先の意

思にもとづき、真正に成立したものであること。

③ 手形が振り出されていないものであることおよび電子記録債権が発生していないものであること。

④ 債務者が担保差入を承諾した日の翌営業日から10営業日以内に行う担保差入であること。

⑤ 担保として差入れた電子証書貸付債権の元本を担保差入先において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき、担保権の解除を依頼すること。

(注25) }
└ 略 (不変)
(注47) }

ロ. 略 (不変)

ハ. 電子証書貸付債権の担保差入までに行う取扱い

(イ) 証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書の提出

担保差入金融機関等は、政府借入金入札システムを利用して債務者から担保差入の承諾を受けた電子証書貸付債権について、初めて担保差入を行う場合^(注1)には、当該担保差入の2営業日前の日までに、「証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書」(第51号書式)を取引主要店に提出してください^(注2)。

(注1) 担保差入金融機関等单位で初めて当該電子証書貸付債権の担保差入を行う場合にのみ提出し、担保差入先単位での提出は不要です。

(注2) 取引主要店に提出した「証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書」の右上部に記載した日付は、担保差入の都度、担保差入先が担保取引店に提出する「電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書」に記入する必要があります。

(ロ) 政府借入金入札システムを利用した担保差入にかかる承諾申請

担保差入金融機関等は、電子証書貸付債権の担保差入の都度、イ.により書類等を担保取引店に提出する前に、政府借入金入札システムを利用して、債務者に対して担保差入にかかる承諾申請を行い、債務者から承諾を受けてください。債務者による承諾が行われた場合には、政府

借入金入札システムを利用して、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」が、債務者から日本銀行および担保差入金融機関等に提出されます。

また、担保差入金融機関等は、政府借入金入札システムがメンテナンス等のために稼働停止する場合または政府借入金入札システムの障害時における担保差入にかかる承諾申請については、次の各号に定めるとおり取扱ってください。

a. 政府借入金入札システムがメンテナンス等のために稼働停止する場合の取扱い

政府借入金入札システムがメンテナンス等のために稼働停止する場合には、担保差入にかかる承諾申請およびそれに対する債務者からの承諾のいずれも、政府借入金入札システムにより行うことができません。政府借入金入札システムのメンテナンス等のための稼働停止期間は、予め債務者から通知されますので、稼働停止期間を避けて、政府借入金入札システムを利用して担保差入の承諾申請を行い、担保差入前に債務者による承諾を受けるようにしてください^{(注1)(注2)}。

(注1) 政府借入金入札システムのメンテナンス等のための稼働停止期間中、担保差入にかかる承諾申請を新たに行うことはできませんが、政府借入金入札システムの稼働停止期間前に担保差入にかかる承諾を受けた電子証書貸付債権を担保差入することは可能です。

(注2) 政府借入金入札システムのメンテナンス等のための稼働停止期間中に、やむを得ず担保差入にかかる承諾を受ける必要が生じた場合には、速やかにその旨を債務者および担保取引店に連絡し、指示に従ってください。

b. 政府借入金入札システムの障害時の取扱い

政府借入金入札システムの障害により、政府借入金入札システムを利用して担保差入にかかる承諾を受けることができない場合には、原則として、政府借入金入札システムの障害復旧を待って、担保差入にかかる承諾を受けてください^(注)。

(注) この場合において、システムの障害復旧前に、やむを得ず担保差入にかかる承諾を受ける必要が生じた場合には、速やかにその旨を債務者および担保取引店に連絡し、指示に従ってください。

(2) 期日担保返戻を受ける場合

オンライン担保差入先は、期日担保返戻を受ける場合には、原則として受戻期日の午前9時から午後3時までの間に、担保利用細則第1編Ⅲ. 1. (3)により、「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」を担保受入店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、5. において同じです。）である担保取引店に提出する^(注1)~~(注2)~~とともに、担保受入店である担保取引店から、次の書類等のうち差入時に提出した書類等の交付または返却を受けてください。

ただし、「担保受戻日管理表」に、電子記録債権、電子証書貸付債権またはシンジケート・ローン債権のみが記載されている場合には、「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」の提出は不要です。また、債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権については、次の書類等の交付または返却を行いません^(注2)。

イ. 証書貸付債権証書（債権証書の発行日付が2022年3月31日以前である電子証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書の写に関する確認書」（第48号書式）とします。また、シンジケート・ローン債権の場合には、証書貸付債権証書の写とします。）

ロ. }
 ｝ 略（不変）
ル. }

~~（注1）「担保受戻日管理表」に、電子記録債権、電子証書貸付債権またはシンジケート・ローン債権のみが記載されている場合には、「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」の提出は不要です。~~

~~（注2-1）略（不変）~~

（注2）債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権の場合には、政府借入金入札システムを利用して、日本銀行から債務者に担保権解除通知を送信します。

(3) 略（不変）

○ 第3章1.(6)を横線のとおり改める。

(6) 証書貸付債権(外貨建証書貸付債権を含みます。電子証書貸付債権は債権証書の発行日付が2022年4月1日以後のものに限ります。)

イ. 担保差入の申出

(イ) 証書貸付債権証書等の提出

担保差入先は、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、担保として差入れる証書貸付債権の種類に応じ、次表左欄の提出書類(提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には○印を付し、当該提出書類の提出が不要な場合には×印を付しています。)^(注1)を担保取引店(外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、(6)において同じです。)に提出することにより、証書貸付債権の担保差入の申出^(注2)^(注3)を行います。ただし、○印が付された書類であっても、次表備考欄にその旨の記載がある場合には、提出は不要です。

なお、提出する書類等の記入方法および提出場所等は[参考1]のとおりです。

また、担保差入を行う証書貸付債権が電子証書貸付債権であるときは、担保差入金融機関等は、次の書類等の提出前に(ハ)に定める取扱いを行ってください。

	証書貸付債権の種類				備考	
	企業もしくは不動産投資法人に対する証書貸付債権または企業に対するドル建て証書貸付債権	政府（特別会計を含まず。）に対する証書貸付債権	政府保証証書貸付債権	地方公共団体に対する証書貸付債権		
提出書類	証書貸付債権証書	○	○	○	○	電子証書貸付債権の場合には、証書貸付債権証書の写に関する確認書を提出してください ^(注4) 。また、シンジケート・ローン債権の場合には、日本銀行から交付を受けた証書貸付債権証書の写を提出してください。
	担保差入証書(電子記録債権・証書貸付債権)または担保差入証書(外貨建て証書貸付債権)(第20号書式(B))	略(不変)				
	債務者から徴求した証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書	○	○	○	○	電子証書貸付債権の場合には、提出は不要です。この場合には、(ハ) b. により、担保差入前に債務者に対して担保差入の承諾申請を行い、担保差入までに承諾を受けてください ^(注5) 。また、シンジケート・ローン債権の場合において、第6章1.(1)イ.(ホ)の要件を充たしていることを日本銀行が確認しているため、担保差入の申出時に証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書の提出を要しないときは、提出は不要です。

証書貸付債権の準拠法に関する確認書	略（不変）				
電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書 ^(注6)	×	○	×	×	電子証書貸付債権以外の場合には、提出は不要です。
証書貸付債権の譲渡に関する表明書	略（不変）				
∫					
地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書					
登記事項証明書等 ^(注4.7)	○	○	○	○	予め、登記事項証明書等の提出の免除を受けている場合 ^(注5.8) には、提出は不要です ^(注6.9) 。
付随担保明細書 ^(注7.10)	略（不変）				
エージェントが作成した分割返済予定表					

(注1) }
 ∫ } 略（不変）
 (注3) }

(注4) 電子証書貸付債権であって、債務者が担保差入を承諾したものについては、政府借入金入札システムを利用して、債務者から日本銀行に証書貸付債権証書が提出されます。

(注5) 電子証書貸付債権であって、債務者が担保差入を承諾したものについては、政府借入金入札システムを利用して、債務者から日本銀行および担保差入金融機関等に「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」が提出されます。

(注6) 担保として差入れる電子証書貸付債権について、以下の項目全てを確認のうえ、提出してください。

- ① 証書貸付債権証書の原本が、貸付人および債務者の意思にもとづき、真正に成立したものであること。
- ② 「電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書」が、担保差入先の意

思にもとづき、真正に成立したものであること。

③ 手形が振り出されていないものであることおよび電子記録債権が発生していないものであること。

④ 債務者が担保差入を承諾した日の翌営業日から10営業日以内に行う担保差入であること。

⑤ 担保として差入れた電子証書貸付債権の元本を担保差入先において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき、担保権の解除を依頼すること。

(注47) }
∩ } 略(不変)
(注710) }

(ロ) 略(不変)

(ハ) 電子証書貸付債権の担保差入までに行う取扱い

a. 証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書の提出

担保差入金融機関等は、政府借入金入札システムを利用して債務者から担保差入の承諾を受けた電子証書貸付債権について、初めて担保差入を行う場合^(注1)には、当該担保差入の2営業日前の日までに、「証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書」を取引主要店に提出してください^(注2)。

(注1) 担保差入金融機関等单位で初めて当該電子証書貸付債権の担保差入を行う場合にのみ提出し、担保差入先単位での提出は不要です。

(注2) 取引主要店に提出した「証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書」の右上部に記載した日付は、担保差入の都度、担保差入先が担保取引店に提出する「電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書」に記入する必要があります。

b. 政府借入金入札システムを利用した担保差入にかかる承諾申請

担保差入金融機関等は、電子証書貸付債権の担保差入の都度、(イ)により書類等を担保取引店に提出する前に、政府借入金入札システムを利用して、債務者に対して担保差入にかかる承諾申請を行い、債務者から承諾を受けてください。債務者による承諾が行われた場合には、政

府借入金入札システムを利用して、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」が、債務者から日本銀行および担保差入金融機関等に提出されます。

また、担保差入金融機関等は、政府借入金入札システムがメンテナンス等のために稼働停止する場合または政府借入金入札システムの障害時における担保差入にかかる承諾申請については、次の各号に定めるとおり取扱ってください。

(a) 政府借入金入札システムがメンテナンス等のために稼働停止する場合の取扱い

政府借入金入札システムがメンテナンス等のために稼働停止する場合には、担保差入にかかる承諾申請およびそれに対する債務者からの承諾のいずれも、政府借入金入札システムにより行うことができません。政府借入金入札システムのメンテナンス等のための稼働停止期間は、予め債務者から通知されますので、稼働停止期間を避けて、政府借入金入札システムを利用して担保差入の承諾申請を行い、担保差入前に債務者による承諾を受けるようにしてください^(注1)_(注2)。

(注1) 政府借入金入札システムのメンテナンス等のための稼働停止期間中、担保差入にかかる承諾申請を新たに行うことはできませんが、政府借入金入札システムの稼働停止期間前に担保差入にかかる承諾を受けた電子証書貸付債権を担保差入することは可能です。

(注2) 政府借入金入札システムのメンテナンス等のための稼働停止期間中に、やむを得ず担保差入にかかる承諾を受ける必要が生じた場合には、速やかにその旨を債務者および担保取引店に連絡し、指示に従ってください。

(b) 政府借入金入札システムの障害時の取扱い

政府借入金入札システムの障害により、政府借入金入札システムを利用して担保差入にかかる承諾を受けることができない場合には、原則として、政府借入金入札システムの障害復旧を待って、担保差入にかかる承諾を受けてください^(注)。

(注) この場合において、システムの障害復旧前に、やむを得ず担保差入にかかる承諾を受ける必要が生じた場合には、速やかにその旨を債務者および担保取引店に連絡し、指示に従ってください。

ロ. 略 (不変)

ハ. 略 (不変)

○ 第3章2.(5)を横線のとおり改める。

(5) 証書貸付債権 (外貨建証書貸付債権を含みます。)

イ. 担保返戻の依頼

担保差入先は、原則として受戻日の午前9時から午前11時までの間に、次の書類等を担保受入店 (外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、(5)において同じです。) である担保取引店に提出~~(注)~~することにより、証書貸付債権の担保返戻を依頼します。ただし、電子証書貸付債権およびシンジケート・ローン債権については、(ロ)の提出は不要です。

提出する書類等の記入方法、記入例、提出場所等は [参考1] のとおりです。

(イ) 担保返戻依頼書 (手形・電子記録債権・証書貸付債権) または担保返戻依頼書 (外貨建証書貸付債権) (第24号書式 (B))

(ロ) 担保領収証書 (手形・証書貸付債権) または担保領収証書 (外貨建証書貸付債権) (第4号書式 (B))

~~-(注) 電子証書貸付債権およびシンジケート・ローン債権については、(ロ)の提出は不要です。-~~

ロ. 受付後の取扱い

日本銀行は、イ. の依頼があった場合において、基本約定第10条第1項ただし書の定めに該当しないときは、担保返戻に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保受入店である担保取引店において次の

書類等を担保差入先に交付または返却するとともに、「担保返戻済通知」を交付することにより、担保残高および担保価額合計額を減額したことを通知します。ただし、債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権については、次の書類等の交付または返却を行いません^(注1)。

(イ) 証書貸付債権証書 (債権証書の発行日付が2022年3月31日以前である電子証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書の写に関する確認書」とします。また、シンジケート・ローン債権の場合には、証書貸付債権証書の写とします。)

(ロ) }
∫ } 略 (不変)
(へ) }

(ト) 登記事項証明書等 (担保受入時に提出を受けた場合に限りませ^(注2)。)

(チ) }
∫ } 略 (不変)
(ル) }

(注1) 債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権の場合には、政府借入金入札システムを利用して、日本銀行から債務者に担保権解除通知を送信します。

(注2) 担保差入時に、担保差入先から複数の証書貸付債権について提出を要する登記事項証明書等1通の提出を受けた場合には、最終返済期日が最も遅い証書貸付債権を返戻する際に当該登記事項証明書等を交付返却します (その他の証書貸付債権 (債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権を除きます。)) を返戻する際には、当該登記事項証明書等の写を交付します。)。ただし、最終返済期日が最も遅い証書貸付債権が電子証書貸付債権 (債権証書の発行日付が2022年4月1日以後であるものに限りませ^(注2)。)である場合には、返却はありません。

また、担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有する場合において、担保出力指定店舗以外の担保差入先が担保返

戻の依頼を行ったときは、担保出力指定店舗に対して「担保返戻済通知」を送信します。

ハ. 担保権解除通知書の債務者に対する送付

担保差入先は、ロ. により担保権解除通知書の交付を受けた場合には、当該担保権解除通知書を次表左欄の証書貸付債権の種類に応じ、次表右欄の送付先に送付してください。

証書貸付債権の種類	送付先
企業もしくは不動産投資法人に対する証書貸付債権または企業に対する米ドル建証書貸付債権	債務者
政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権（ <u>債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権を除きます。</u> ）	財務大臣
政府保証付証書貸付債権	債務者および財務大臣
地方公共団体に対する証書貸付債権	地方公共団体の首長

○ 第3章3.（2）ホ.（ロ）を横線のとおり改める。

（ロ）提出書類等

担保差入先は、受戻期日の午前9時から午後3時までの間に、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）^{（注1）}を担保受入店である担保取引店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、（ロ）において同じです。）に提出してください^{（注2）}。

日本銀行は、担保受入店である担保取引店において担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の内容を確認のうえ、次の書類等を担保差入先に交付または返却します。

ただし、電子証書貸付債権およびシンジケート・ローン債権については、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の提出は不要です。また、債権証書の発行日付が202

2年4月1日以後である電子証書貸付債権については、次の書類等の交付または返却を行いません(注2)。

なお、担保領収証書(手形・証書貸付債権)および担保領収証書(外貨建証書貸付債権)の記入方法および提出場所等は[参考1]のとおりです。

a. 証書貸付債権証書(債権証書の発行日付が2022年3月31日以前である電子証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書の写に関する確認書」とします。また、シンジケート・ローン債権の場合には、証書貸付債権証書の写とします。)

b. }
f } 略(不変)
j }

(注1) 略(不変)

(注2) ~~電子証書貸付債権およびシンジケート・ローン債権については、担保領収証書(手形・証書貸付債権)または担保領収証書(外貨建証書貸付債権)の提出は不要です。債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権の場合には、政府借入金入札システムを利用して、日本銀行から債務者に担保権解除通知(担保権一部解除通知を含みます。)を送信します。~~

(注3) 担保差入時に、担保差入先から複数の証書貸付債権について提出を要する登記事項証明書等1通の提出を受けた場合には、最終返済期日が最も遅い証書貸付債権を返戻する際に当該登記事項証明書等を交付返却します(その他の証書貸付債権(債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権を除きます。)を返戻する際には、当該登記事項証明書等の写を交付します。)ただし、最終返済期日が最も遅い証書貸付債権が電子証書貸付債権(債権証書の発行日付が2022年4月1日以後であるものに限る。)である場合には、返却はありません。

○ 第3章3.(2)ホ.(ハ)を横線のとおり改める。

(ハ) 担保差入先は、(ロ)により「担保権解除通知書」または「担保権

一部解除通知書」の交付を受けた場合には、次表左欄の証書貸付債権の種類に応じ、次表右欄の送付先に当該「担保権解除通知書」または「担保権一部解除通知書」を送付してください。

証書貸付債権の種類	送付先
企業もしくは不動産投資法人に対する証書貸付債権または企業に対する米ドル建証書貸付債権	債務者
政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権（債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権を除きます。）	財務大臣
政府保証付証書貸付債権	債務者および財務大臣
地方公共団体に対する証書貸付債権	地方公共団体の首長

○ 別表6の項番1の2(原本との同一性)にかかる行を横線のとおり改める。

項番	項目	要件	証書貸付債権																	
			相対								シンジケート・ローン									
			政府				政府保証				地公体	企業等	政府保証		地公体					
			通常適格		特別適格		通常適格		特別適格				通常適格	特別適格						
セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉													
1の2	原本との同一性成立の真正性等	電子証書貸付債権の場合には、写に関する確認書に添付された証書の写が、債務者の電子署名が正当であることが確認された原本にもとづき作成されたものであり、証書の原本の内容と同一担保差入先が、成立の真正性等に関する確認書を日本銀行に提出済の担保差入金融機関等に属する先であること																		

○ 別表6の項番9(承諾書および抗弁放棄書)にかかる行を横線のとおり改める。

項番	項目	要件	証書貸付債権																	
			相対								シンジケート・ローン									
			政府				政府保証				地公体	企業等	政府保証		地公体					
			通常適格		特別適格		通常適格		特別適格				通常適格	特別適格						
セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉													
9	承諾書および抗弁放棄書	承諾書および抗弁放棄書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであると日本銀行が認める者であること ①代表権または代理権が付与されていることが明らかな者 ②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有することが明らかな者																		
		承諾書および抗弁放棄書上の債務者の記名なつ印者または署名者(電子証書貸付債権の場合には、記名および電子署名者)が、財務大臣または財務大臣から権限が付与されていると日本銀行が認める者であること	○	○	○	○	○	○	○	○										
以下略(不変)																				

○ 別表6の(注)を横線のとおり改める。

(注) この表における用語の定義は、第1章2. に定める用語の定義のほか、次のとおりとします。

証書	略(不変)
<u>写に関する確認書成立の真正性等に関する確認書</u>	<u>「証書貸付債権証書の写に関する確認書証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書」(第4-8-51号書式)をいいます。</u>
権限付与に関する証	略(不変)
∫	
貸付金利確認書	

○ [参考3] を次のとおり改める (全面改正)。

[参考3] 登記事項証明書 (債権譲渡) 交付申請書等の記入上の留意点

(1) 登記事項証明書 (債権譲渡) 交付申請書

当事者指定検索用

東京法務局 御中

年 月 日申請

登記事項証明書 (債権譲渡) 交付申請書

窓口に来られた人・申請人 ※法人が請求する場合は、氏名欄に代表者の資格・氏名も記載してください。	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 → 委任者の商号等 () ※ 代理人が請求するときは、下欄に代理人の住所・氏名を記載してください。また、委任状が必要です。 会社法人等番号(任意) ()	押印欄
	証明書の交付を受けることができる資格 <input type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲渡人の使用人 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 債務者 <input type="checkbox"/> 登記された債権の差押債権者等 <input type="checkbox"/> その他	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	実印を押印し代理人の場合は認印で可
添付書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (代理人が請求するとき必要) <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 (発行から3か月以内のものが必要) <input type="checkbox"/> 代表者の資格を証する書面 (法人の場合は必要) (□登記事項証明書につき添付を省略) <input type="checkbox"/> 破産管財人等の選任を証する書面 <input type="checkbox"/> 譲渡人の使用人であることを証する書面 <input type="checkbox"/> 譲渡人又は譲受人の商号・本店等の変更を証する書面 (□登記事項証明書につき添付を省略) <input type="checkbox"/> 登記された債権を差し押さえたこと等を証する書面 <input type="checkbox"/> その他 ()	
ファイル区分	<input type="checkbox"/> 現在ファイル (現在効力を有するファイル) <input type="checkbox"/> 閉鎖ファイル (全部抹消登記又は存続期間が満了した登記に係るファイル) ● 該当する記録がない場合、「記録がない旨の証明書」を請求しますか。 → <input type="checkbox"/> 請求する <input type="checkbox"/> 請求しない	
証明書の交付形式	<input type="checkbox"/> 個別事項証明 (1個の債権ごとに交付するもの) <input type="checkbox"/> 一括証明 (2個以上の債権に係る登記事項を一括して交付するもの) ※ 一括証明は、証明書に記載される債権の個数が2個以上の場合に限り交付されます。 ※ 一括証明においては、債権個別事項の備考欄に記載された事項のほか、一部の登記事項の記載が省略されます。	請求部数
● 登記を特定するために必要な事項 (登記番号又は譲渡人のいずれかを必ず記載してください。) ※ 登記番号を記載したときは、譲渡人及び譲受人を記載する必要はありません。 登記番号を記載しないときは、譲渡人の記載が必要です。ただし、申請人の資格が譲受人のときは、譲受人の記載も必要		
登記番号 第 - 号		
譲渡人	商号等 商号等のフリガナ 本店等 会社法人等番号 (任意)	
譲受人	商号等 商号等のフリガナ 本店等 会社法人等番号 (任意)	
● 債権を特定するために必要な事項 (債務者欄は必ず記載してください。) ※ 登記された債権の差押債権者等が請求する場合は、「債務者」(債務者が特定していない将来債権の場合は「債務者が特定していない将来債権」をチェック)、「債権の種類」及び「債権の発生年月日の範囲」を必ず記載してください。		
債務者(必須)	<input type="checkbox"/> 債務者が特定していない将来債権 ← 債務者が特定していない将来債権に係る証明書を請求する場合は、ここをチェック 商号等 商号等のフリガナ 本店等 会社法人等番号 (任意)	
原債権者	商号等 商号等のフリガナ 本店等 会社法人等番号 (任意)	
債権の種類 債権の発生年月日の範囲 平・令 年 月 日 - 平・令 年 月 日 登記年月日の範囲		
交付部数	手数	

・日本銀行に提出する「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」の確定日付より後の日付または担保差入通知書謄本の確定日付と同日付であること。

・「譲渡人」をチェックする。

・「現在ファイル」および「請求する」をチェックする。

・「個別事項証明」をチェックする。

・1通の登記事項証明書により、担保として差入れる複数の証書貸付債権について、担保差入先を譲渡人または質権設定者とする債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できる場合には、差入れる証書貸付債権毎の提出は不要。当該登記事項証明書をそれぞれ1通提出すること。

・記入しない。

・債務者の商号変更により、証書貸付債権証書に記載された債務者の商号と、登記事項証明書に記載される債務者の商号が異なる場合には、それらが同一であることを証明できる書類(官報等)を提出する。

・1通は「債務者」欄を記入する。
 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権の場合、「債務者」欄中、「フリガナ」欄は「ザイムダイジン」、「氏名等」欄は「財務大臣」、「住所等」欄は「〒100-8940 東京都千代田区霞ヶ関三丁目1番1号」と記入する。

・もう1通は、「債務者が特定していない将来債権」をチェックし、「債務者」欄には何も記入しない。

・記入する場合には、「その他の貸付債権」と記入する。

・記入しない。

・差入れる証書貸付債権と同じ債務者の、別の証書貸付債権について、譲渡または質入に係る登記がなされている場合には、当該差入れる証書貸付債権の債権発生年月日を含み、かつ当該別の証書貸付債権の債権発生年月日を含まないように範囲を指定する。

(2) 登記事項概要証明書交付申請書 (動産・債権譲渡登記用)

登記事項概要証明書交付申請書
(動産・債権譲渡登記用)

東京法務局 御中

年 月 日申請

登記区分	<input type="checkbox"/> 動産譲渡 <input checked="" type="checkbox"/> 債権譲渡・質権設定 ※ いずれかを選択し、チェックしてください (両方のチェックはできません)。																															
窓口に来られた方 (申請人)	住所																															
	フリガナ																															
	氏名																															
ファイル区分	<input checked="" type="checkbox"/> 現在ファイル (現在効力を有するファイル) <input type="checkbox"/> 閉鎖ファイル (全部抹消登記又は存続期間が満了した登記に係るファイル) ● 該当する記録がない場合、「記録がない旨の証明書」を請求しますか。 → <input checked="" type="checkbox"/> 請求する <input type="checkbox"/> 請求しない	請求部数																														
● 検索条件 (次のいずれかを選択してください。)																																
<input type="checkbox"/> 登記番号検索 (下欄に記入した登記番号に係るファイルを検索します。譲渡人名も記入してください。) ※ 最大10個まで指定することができます。																																
<table border="1"> <tr><td>第</td><td>-</td><td>号</td><td>第</td><td>-</td><td>号</td></tr> <tr><td>第</td><td>-</td><td>号</td><td>第</td><td>-</td><td>号</td></tr> <tr><td>第</td><td>-</td><td>号</td><td>第</td><td>-</td><td>号</td></tr> <tr><td>第</td><td>-</td><td>号</td><td>第</td><td>-</td><td>号</td></tr> <tr><td>第</td><td>-</td><td>号</td><td>第</td><td>-</td><td>号</td></tr> </table>			第	-	号	第	-	号	第	-	号	第	-	号	第	-	号	第	-	号	第	-	号	第	-	号	第	-	号	第	-	号
第	-	号	第	-	号																											
第	-	号	第	-	号																											
第	-	号	第	-	号																											
第	-	号	第	-	号																											
第	-	号	第	-	号																											
譲渡人名 (必須)																																
<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡人検索 (下欄に記入した譲渡人に係るファイルを検索します。) ※ 該当する記録が複数ある場合は、どうしますか。 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 該当する記録の証明書を全て請求する。 <input type="checkbox"/> 最新の記録のみの証明書を請求する。																																
<table border="1"> <tr><td rowspan="4">譲渡人</td><td>譲渡人名 (必須)</td></tr> <tr><td>譲渡人名のフリガナ (必須)</td></tr> <tr><td>譲渡人の所在 (必須)</td></tr> <tr><td>譲渡人の会社法人等番号 (任意)</td></tr> </table>			譲渡人	譲渡人名 (必須)	譲渡人名のフリガナ (必須)	譲渡人の所在 (必須)	譲渡人の会社法人等番号 (任意)																									
譲渡人	譲渡人名 (必須)																															
	譲渡人名のフリガナ (必須)																															
	譲渡人の所在 (必須)																															
	譲渡人の会社法人等番号 (任意)																															
※ 譲渡人以外の検索条件を加えて検索対象となるファイルを更に絞り込む場合には、下記①～③の事項 (1つでも可) を記入してください。																																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">① 譲受人 ※ 譲受人を検索条件とするときは、会社法人等番号以外の事項については、必ず記入してください。</td> <td>譲受人名</td> </tr> <tr> <td>譲受人名のフリガナ</td> </tr> <tr> <td>譲受人の所在</td> </tr> <tr> <td>譲受人の会社法人等番号 (任意)</td> </tr> <tr> <td>② 登記年月日の範囲</td> <td>平・令 年 月 日 ~ 平・令 年 月 日 <small>注) 検索可能な期間は申請日の前業務日までです。</small></td> </tr> <tr> <td>③ 登記原因 (いずれか1つを選択)</td> <td> <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 質権設定 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 事業譲渡 <input type="checkbox"/> 信託 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 譲渡担保 <input type="checkbox"/> 代物弁済 <input type="checkbox"/> 現物出資 </td> </tr> </table>			① 譲受人 ※ 譲受人を検索条件とするときは、会社法人等番号以外の事項については、必ず記入してください。	譲受人名	譲受人名のフリガナ	譲受人の所在	譲受人の会社法人等番号 (任意)	② 登記年月日の範囲	平・令 年 月 日 ~ 平・令 年 月 日 <small>注) 検索可能な期間は申請日の前業務日までです。</small>	③ 登記原因 (いずれか1つを選択)	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 質権設定 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 事業譲渡 <input type="checkbox"/> 信託 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 譲渡担保 <input type="checkbox"/> 代物弁済 <input type="checkbox"/> 現物出資																					
① 譲受人 ※ 譲受人を検索条件とするときは、会社法人等番号以外の事項については、必ず記入してください。	譲受人名																															
	譲受人名のフリガナ																															
	譲受人の所在																															
	譲受人の会社法人等番号 (任意)																															
② 登記年月日の範囲	平・令 年 月 日 ~ 平・令 年 月 日 <small>注) 検索可能な期間は申請日の前業務日までです。</small>																															
③ 登記原因 (いずれか1つを選択)	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 質権設定 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 事業譲渡 <input type="checkbox"/> 信託 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 譲渡担保 <input type="checkbox"/> 代物弁済 <input type="checkbox"/> 現物出資																															
注 質権設定登記の場合は、譲渡人とあるのは質権設定者と、譲受人とあるのは質権者と読み替えてください。																																

・日本銀行に提出する「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」の確定日付より後の日付または担保差入通知書謄本の確定日付と同日付であること。

・「債権譲渡・質権設定」をチェックする。

・「現在ファイル」および「請求する」をチェックする。

・1通の登記事項概要証明書により、担保として差入れる複数の証書貸付債権について、担保差入先を譲渡人または質権設定者とする債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できる場合には、差入れる証書貸付債権毎の提出は不要。当該登記事項概要証明書を1通提出すること。

・譲渡人検索をチェックする。

・「該当する記録の証明書を全て請求する。」をチェックする。

・差入人の本店 (主たる事務所) の所在地を記入する。

・記入しない。

交付部数	手数料	交付方法
		<input type="checkbox"/> 窓口交付 <input type="checkbox"/> 郵送交付

◎ 郵送請求の場合には、返信用封筒 (宛名を書いて、切手を貼ったもの) を同封し、下記の宛先に送付してください。
 申請書送付先: 〒165-8780 東京都中野区野方一丁目34番1号
 東京法務局民事行政部 動産登録課 又は 債権登録課

○ 書式目次を横線のとおりに改める。

書式目次

第 1 号書式

┌

第 8 号書式 (12 不
変)

略 (不変)

第 8 号書式(13 交付税
電子)

(交付税及び譲与税配付金特別会計に対する電子証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

第 8 号書式(13 の 2 交
付税電子セ)

(交付税及び譲与税配付金特別会計に対する電子証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

第 8 号書式(13 の 3 交
付税)

(交付税及び譲与税配付金特別会計に対する電子証書貸付債権以外の証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

第 8 号書式(13 の 4 交
付税セ)

(交付税及び譲与税配付金特別会計に対する電子証書貸付債権以外の証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

第 8 号書式(14 エネ特
電子)

(エネルギー特会に対する電子証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

第 8 号書式(14 の 2 エ
ネ特電子セ)

(エネルギー特会に対する電子証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

第 8 号書式(14 の 3 エ
ネ特)

(エネルギー特会に対する電子証書貸付債権以外の証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

第 8 号書式(14 の 4 エ
ネ特セ)

(エネルギー特会に対する電子証書貸付債権以外の証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

第 8 号書式(15 林野電 子)	(国有林野特会に対する <u>電子証書貸付債権のうちセカン ダリー玉以外のもの</u> 用) 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書
第 8 号書式(15 の 2 林 野電子セ)	(国有林野特会に対する <u>電子証書貸付債権のうちセカン ダリー玉であるもの</u> 用) 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書
第 8 号書式(15 の 3 林 野)	(国有林野特会に対する <u>電子証書貸付債権以外の証書貸 付債権のうちセカンダリー玉以外のもの</u> 用) 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書
第 8 号書式(15 の 4 林 野セ)	(国有林野特会に対する <u>電子証書貸付債権以外の証書貸 付債権のうちセカンダリー玉であるもの</u> 用) 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書
第 8 号書式 (16 保) ┆ 第 5 0 号書式 第 5 1 号書式 第 5 2 号書式	} 略 (不変) 証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書 電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書

- 第 8 号書式 (13 交付税) の前に次の第 8 号書式 (13 交付税電子) および第 8 号書式 (13 の 2 交付税電子セ) を加える。

(第8号書式(13 交付税電子))
(交付税及び譲与税配付金特別会計に対する電子証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

(担保差入金融機関等)

_____御中

当方は、貴方が当方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れることを承諾いたします。

記

- 一、_____年___月___日付財理第___号にもとづく証書貸付債権(交一借第_____号、残存元本額_____円)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき貴方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって貴方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は当方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と貴方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め当方に通知した場合を除き、利息は貴方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、貴方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め当方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、上記一、の証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、本日の上記承諾時点において、当該証書貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

年 月 日

(第三債務者)

(注)

(注) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名のうえ、電子署名を付すこと。

(第8号書式(13の2交付税電子セ))

(交付税及び譲与税配付金特別会計に対する電子証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

(担保差入金融機関等)

_____ 御中

当方は、貴方が当方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れることを承諾いたします。

記

- 一、_____年__月__日付財理第__号にもとづく証書貸付債権(交一借第_____号、残存元本額_____円)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき貴方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって貴方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は当方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と貴方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め当方に通知した場合を除き、利息は貴方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、貴方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め当方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、上記一、の証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、当該証書貸付債権にかかる証書上の貸付人から上記担保差入金融機関等への当該証書貸付債権にかかる譲渡に関する通知の受領または承諾を除き、本日の上記承諾時点において、当該証書貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

年 月 日

(第三債務者)

(注)

(注) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名のうえ、電子署名を付すこと。

○ 第8号書式(13交付税)を横線のとおり改める。

(第8号書式(13の3交付税))

(交付税及び譲与税配付金特別会計に対する電子証書貸付債権以外の証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用)

以下略(不変)

○ 第8号書式(13の2交付税セ)を横線のとおり改める。

(第8号書式(13の~~2~~4交付税セ))

(交付税及び譲与税配付金特別会計に対する電子証書貸付債権以外の証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用)

以下略(不変)

○ 第8号書式(14エネ特)の前に次の第8号書式(14エネ特電子)および第8号書式(14の2エネ特電子セ)を加える。

(第8号書式(14 エネ特電子))

(エネルギー特会に対する電子証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

(担保差入金融機関等)

_____ 御中

当方は、貴方が当方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れることを承諾いたします。

記

- 一、_____年___月___日付財理第___号にもとづく証書貸付債権(エネ特借第_____号、残存元本額_____円)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき貴方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって貴方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は当方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と貴方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め当方に通知した場合を除き、利息は貴方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、貴方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め当方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、上記一、の証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、本日の上記承諾時点において、当該証書貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

年 月 日

(第三債務者)

(注)

(注) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名のうえ、電子署名を付すこと。

(第8号書式(14の2エネ特電子セ))

(エネルギー特会に対する電子証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

(担保差入金融機関等)

_____ 御中

当方は、貴方が当方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れることを承諾いたします。

記

- 一、_____年__月__日付財理第__号にもとづく証書貸付債権(エネ特借第_____号、残存元本額_____円)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき貴方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって貴方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は当方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と貴方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め当方に通知した場合を除き、利息は貴方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、貴方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め予め当方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、上記一、の証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、当該証書貸付債権にかかる証書上の貸付人から上記担保差入金融機関等への当該証書貸付債権にかかる譲渡に関する通知の受領または承諾を除き、本日の上記承諾時点において、当該証書貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

年 月 日

(第三債務者)

_____ (注)

(注) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名のうえ、電子署名を付すこと。

○ 第8号書式（14エネ特）を横線のとおり改める。

（第8号書式（14の3エネ特））

（エネルギー特会に対する電子証書貸付債権以外の証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用）

以下略（不変）

○ 第8号書式（14の2エネ特セ）を横線のとおり改める。

（第8号書式（14の~~2~~4エネ特セ））

（エネルギー特会に対する電子証書貸付債権以外の証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用）

以下略（不変）

○ 第8号書式（15林野）の前に次の第8号書式（15林野電子）および第8号書式（15の2林野電子セ）を加える。

(第8号書式(15 林野電子))
(国有林野特会に対する電子証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

(担保差入金融機関等)

_____ 御中

当方は、貴方が当方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れることを承諾いたします。

記

- 一、_____年__月__日付財理第__号にもとづく証書貸付債権(林野特借第_____号、残存元本額_____円(注1))
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき貴方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって貴方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は当方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と貴方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め当方に通知した場合を除き、利息は貴方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、貴方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め当方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、上記一、の証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、本日の上記承諾時点において、当該証書貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

年 月 日
(第三債務者)

_____ (注2)

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名のうえ、電子署名を付すこと。

(第8号書式(15の2林野電子セ))
(国有林野特会に対する電子証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

(担保差入金融機関等)

_____御中

当方は、貴方が当方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れることを承諾いたします。

記

- 一、_____年____月____日付財理第____号にもとづく証書貸付債権(林野特借第____号、残存元本額_____円(注1))
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき貴方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって貴方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は当方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と貴方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め当方に通知した場合を除き、利息は貴方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、貴方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め当方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、上記一、の証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、当該証書貸付債権にかかる証書上の貸付人から上記担保差入金融機関等への当該証書貸付債権にかかる譲渡に関する通知の受領または承諾を除き、本日の上記承諾時点において、当該証書貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

年 月 日

(第三債務者)

_____ (注2)

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名のうえ、電子署名を付すこと。

○ 第8号書式（15林野）を横線のとおり改める。

（第8号書式（15の3林野））

（国有林野特会に対する電子証書貸付債権以外の証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用）

以下略（不変）

○ 第8号書式（15の2林野セ）を横線のとおり改める。

（第8号書式（15の~~2~~4林野セ））

（国有林野特会に対する電子証書貸付債権以外の証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用）

以下略（不変）

- 第50号書式の次に次の第51号書式および第52号書式を加える。
(第51号書式)

証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書

年 月 日

日本銀行 御中

(届出印)

(担保差入金融機関等)^(注)



当方は、証書貸付債権証書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）をもって作成され、当該電磁的記録に電子署名が行われている政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権（以下「電子証書貸付債権」といいます。）を今後、貴行に根担保として差入れるにあたり、各差入れ時点において下記条項の全てを確約することを表明して確認いたします。

記

1. 当方が貴行に根担保として差入れる電子証書貸付債権にかかる証書貸付債権証書の原本は、貸付人および債務者の意思にもとづき、真正に成立したものであること。原本の真正な成立が認められなかった場合には、これにより貴行に発生した損害につき賠償または補償すること。
2. 当方が貴行に根担保として電子証書貸付債権を差入れる都度、担保差入受付通知または担保差入証書とともに貴行に提出する「電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書」は、当方による記名押印または署名の有無にかかわらず、当方の意思にもとづき、真正に成立したものであること。「電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書」の真正な成立が認められなかった場合には、これにより貴行に発生した損害につき賠償または補償すること。
3. 当方が貴行に根担保として差入れる電子証書貸付債権については、手形が振り出されていないものであることおよび電子記録債権が発生していないものであること。
4. 当方は、貴行に根担保として差入れる電子証書貸付債権については、第三債務者が当該電子証書貸付債権の貴行への担保差入を承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、差入れを行うこと。
5. 当方は、貴行に根担保として差入れた電子証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、貴行に受領相当額以上の金額につき、担保権の解除を依頼すること。

以 上

(注) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。
役職名、氏名、印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届出たものを使用する。

(第52号書式)

電子証券貸付債権の担保差入に関する確約書

年 月 日

日本銀行 御中

(担保差入先)^(注1)

当方は、_____年__月__日付財理第_____号にもとづく証券貸付債権
(_____ ^(注2)第_____号) について、_____年__月__日付の貴行宛て「証券
貸付債権証券の成立の真正性等に関する確認書」記載のとおりであることを確約
します。

以 上

(注1) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名する。押印は要しない。

(注2) 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証券貸付債権の場合には「交一借」と、エネルギー対策特別会計に対する証券貸付債権の場合には「エネ特借」と、国有林野事業債務管理特別会計に対する証券貸付債権の場合には「林野特借」と、それぞれ記入する。

経過措置

証書貸付債権証書の発行日付が2022年3月31日以前である電子証書貸付債権（証書貸付債権証書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成され、当該電磁的記録に電子署名が行われている政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権をいう。）を、2022年4月1日以後に日本銀行に担保として差入れる場合の取扱いは、なお従前の例による。

電子証書貸付債権（本年4月以後入札分）の担保差入等にかかる事務の概要

1. はじめに

日本銀行では、今後、財務省における政府借入金入札システムの機能改修が予定されていることを受けて、借入証書の発行日付が本年4月以後であるものを対象に、電子証書貸付債権^(注)の担保受払事務の一部を電子化し、政府借入金入札システムを利用したオンラインの担保受払手続を整備することとしました。

つきましては、借入証書日付が本年4月以後である電子証書貸付債権の担保受払にかかる事務の概要を2.のとおり取り纏めました（担保差入先が日銀ネットの利用先（オンライン先）であることを前提としています。）ので、適宜参照してください。

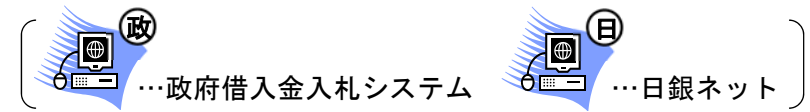
なお、この資料は事務の概要を記載したものですので、実際の取扱いに際しては、「担保に関する細則」、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」等の関係規程を参照してください。



（注）電子証書貸付債権とは、証書貸付債権証書が電磁的記録をもって作成され、当該電磁的記録に電子署名が行われている政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権をいいます（以下「電子証貸」といいます。）。

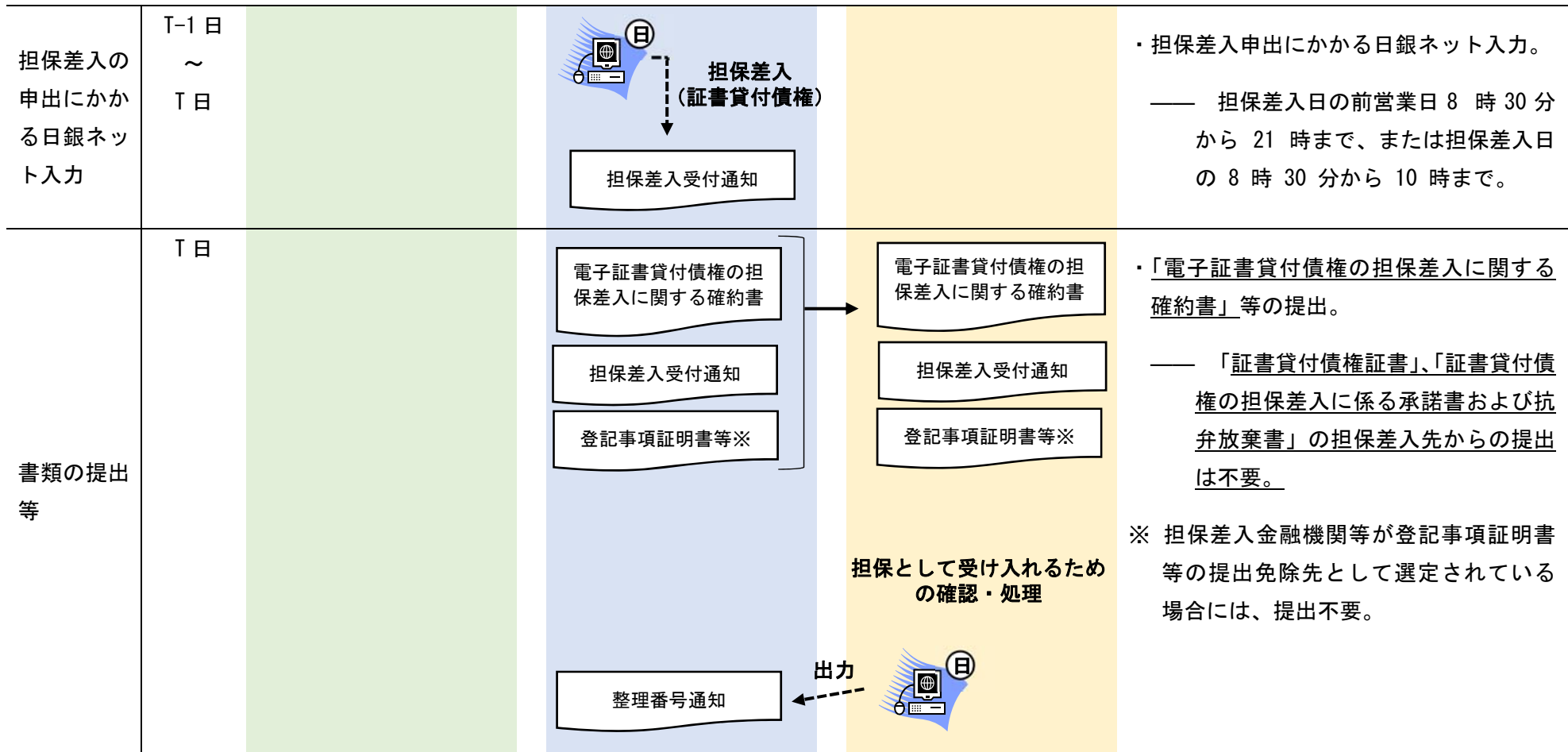
—— 借入証書の発行日付が本年3月31日以前である電子証書貸付債権の担保差入および担保返戻の取扱いは、本年4月1日以後も、なお従前の例によります。その旨、担保差入の取扱いについては経過措置により、担保返戻の取扱いについては長期間の発生が見込まれることから関係規程の改正により、定めています。

2. 電子証書貸付債権の担保差入および期日返戻を受ける場合の事務フロー




(1) 差入を行う場合（担保差入日：T日）



事務の概要	時間	債務者 (政府（特別会計を含む。))	担保差入先等	日本銀行本支店	備考 (下線は現行の電子証書貸付債権との相違点)
真正性等に関する確認書の提出	~T-2日		真正性等に関する確認書	真正性等に関する確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書</u>」の日本銀行取引主要店への提出（金融機関単位で提出するもの）。 —— 政府借入金入札システムを利用して債務者から承諾を受けた電子証書を初めて担保差入する場合に提出。
担保差入の承諾申請	担保差入までに承諾を受けられるように	 <p>担保差入承諾</p> <p>証書貸付債権証書</p> <p>証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書</p>	<p>担保差入承諾申請の送信</p> <p>提出</p>	 <p>証書貸付債権証書</p> <p>証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>政府借入金入札システムを利用して債務者に対して担保差入の承諾を申請。</u> —— 債務者が担保差入を承諾すると、債務者から日本銀行に「証書貸付債権証書」、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」が電子ファイルで提出される。



(2) 期日担保返戻^{*}を受ける場合 (受戻期日: T日)

事務の概要	時間	債務者 (政府 (特別会計を含む。))	担保差入先	日本銀行本支店	備考 (下線は現行の電子証書貸付債権との相違点)
差入時提出書類の取扱等	T日		 (自動出力) 担保領収証書 担保受戻日管理表		<ul style="list-style-type: none"> ・電子証貸のみの場合、「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」の提出は不要。 ・<u>電子証貸は、担保差入時に提出を受けた書類の返却および担保権解除通知の交付は行わない。このため、電子証貸のみの場合、期日担保返戻に伴う日本銀行への来店は不要。</u> <p>—— <u>電子証貸の場合、政府借入金入札システムを利用して、日本銀行から債務者に担保権解除通知を送信する。</u></p>

^{*}一部返戻の場合、日銀ネットからの出力計票等は異なるが、電子証貸のみの場合に日本銀行への来店が不要であることは不変。